
令和7年 第1回 宇美町議会臨時会会議録（第1日）

令和7年1月30日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長の提案総括説明
日程第4 議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長の提案総括説明
日程第4 議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）
-

出席議員（12名）

1 番	小林 孝昭	2 番	安川 禎幸
3 番	高橋 紳章	4 番	丸山 康夫
5 番	平野 龍彦	6 番	安川 繁典
7 番	入江 政行	8 番	黒川 悟
9 番	鳴海 圭矢	10 番	白水 英至
11 番	藤木 泰	12 番	古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	石川 和男
管財課長補佐	神武 佳史	都市整備課長	藤木 義和
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	竹下 健一	こどもみらい課長	入江 和美

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めて、おはようございます。

ただいまから令和7年第1回宇美町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

お知らせします。本臨時会中、議会広報用のため事務局職員による写真撮影を許しております。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、安

川議員及び7番、入江議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討した結果、本臨時会の会期は本日1月30日、1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月30日、1日間に決定しました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、町長の提案総括説明を行います。

町長より、本臨時会に提案された案件は、条例案1件、予算案4件の計5件です。

町長の提案総括説明を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸）

おはようございます。よろしくお願いします。

本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております議案は、条例案1件、予算案4件の計5件であります。

議案第1号の宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の額、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の額の改定等を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号の令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出で825万9,000円を増額し、予算総額を40億962万6,000円とするものです。補正の主な内容は、決算見込みに伴う保険給付費の増額と、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、会計年度任用職員の人件費を増額するものです。

議案第3号の令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）については、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費の補正を行っており、収益的収支の支出において、330万円増額して7億5,030万6,000円としております。これにより、今年度の純利益

は2,079万円余を見込んでいるものであります。

議案第4号の令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費の補正を行っており、収益的収支の支出において93万9,000円増額して、8億8,156万円としております。これにより、今年度の純利益は1億669万円余を見込んでいるものであります。

議案第5号の令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）については、歳入歳出それぞれ4億8,658万5,000円を追加し、予算総額を162億6,172万8,000円とするものです。また、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の補正を併せて提案しています。

本補正予算は、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴う人件費の増額をはじめ、物価高騰により特に影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円とその世帯の18歳以下の児童1人当たり2万円を支給する低所得者世帯支援給付金支給事業費の計上、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の進捗状況から、本年度支出額が予算を上回ることに伴う増額、ふるさと宇美町応援寄附金の決算を3億5,000万円と見込み、不足する関連経費の増額、福岡県知事選挙の執行日が当初の想定より1週間早まったことにより必要となる経費の増額などを行っています。

また、今回の補正予算に必要な財源として、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得・不足額給付）、県支出金の県知事選挙費委託金のほか、ふるさと宇美町応援寄附金、財政調整基金繰入金などを計上しています。

以上で提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明させますので、議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

町長の提案総括説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。上記の議案を

別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤末手当及び勤勉手当の額、議会議員、町長、副町長及び教育長の勤末手当の額の改定等を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

今回は本条例で5つの条例を一括改正することとしております。なお、本年の給与勧告では、昨年度に引き続き月例給、ボーナスともに引き上げとなっており、民間給与との較差2.76%を解消するため、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、ボーナスを一般職員で0.1月分引き上げるほか、扶養手当など各種手当の改定を行うものでございます。

次のページ、2ページから15ページまでが改正文、16ページから34ページまで、これがそれぞれの条例ごとの新旧対照表となっております。

次の35ページ、ここからが参考資料となっております。改正の内容につきましては、本ページからの宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要、これを使って説明をさせていただきます。

まず概要でございますが、先ほど少し触れましたが、1の期末手当・勤勉手当の改定につきましては、令和5年8月から令和6年7月までの民間のボーナスとの比較によるもの、2の給料月額の改定は、令和6年4月分の民間給与との比較によるもの、3の各種手当の改定等は、扶養手当など5つの手当を改定するものでございます。

それでは、具体的に説明をしてまいります。

まず、1の期末手当・勤勉手当の改定についてでございますが、現在一般職員は期末手当が6月期、12月期ともに、1.225月で計2.45月、勤勉手当が6月期、12月期ともに1.025月で計2.05月、合計が4.5月となっております。これが0.1月分増となるわけでございますが、令和6年度は、既に6月期分、12月期分ともに支払いを行っているため、事務手続上、12月期分に0.05月分ずつプラスし、期末手当を1.275月分、勤勉手当を1.075月分と改めます。なお、令和7年度は均等化するために6月期、12月期ともに、期末手当が1.25月、勤勉手当が1.05月となります。

次の定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員は、現在期末手当が6月期、12月期ともに、0.6875月で計1.375月、勤勉手当が6月期、12月期ともに0.4875月で計0.975月、合計が2.35月のところ、0.05月分増となりますので、令和6年度は12月期分に0.025月ずつプラスし、期末手当を0.7125月分、勤勉手当を0.5125月分に改めます。なお、令和7年度は均等化するために、6月期、12月期ともに、期末手当が0.7月、勤勉手当が0.5月となります。

下段の２、期末手当の改定についてでございます。これは、議会議員及び特別職の職員で常勤の者の期末手当の改正となりますが、現在６月期、１２月期ともに１．７月で計３．４月となっておりますが、これが０．０５月分プラスになることから、令和６年度は１２月期分を０．０５月分プラスし１．７５月とし、令和７年度には、これを１．７２５月に均等化をいたします。

次の３６ページでございます。

３の給料月額の改定についてでございますが、民間給与との較差マイナスの１万１，１８３円、率にすると２．７６％となりますが、これを解消するため、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げます。平均改定率は３％の増となります。初任給につきましては、高卒者で２万１，４００円、大卒者で２万６，３００円の増額となります。

なお、この給料月額の改定につきましては、令和６年４月１日に遡って適用されることとなります。

次に、参考例について御説明いたします。

まず、給料についてでございますが、代表的職員これは係長職で、扶養が配偶者と子ども２人を想定した場合になっておりますが、改定されますと年間５万２，８００円の増額、次の大卒新規の場合は３０万９，９００円の増額となります。

下の表、賞与につきましては、代表的職員は、６月期分は４月１日に遡って給料の月額が改定されることによる影響で、期末手当が６，１０７円、勤勉手当が５，１１０円の増、１２月期分は期末手当と勤勉手当がそれぞれ０．０５月分プラスになりますので２万７，２５３円と２万４，８９２円の増額、合計で６万３，３６２円の増額となります。大卒の新規の職員につきましては、同様に年間で１４万３，９０３円の増額となるものでございます。

次に、４の各種手当の改定でございます。

まず（１）扶養手当の改定でございますが、これは配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を１万円から１万３，０００円に改定をいたします。ただし２年間の経過措置を設けることとしております。

次の（２）地域手当の改定でございますが、地域手当の支給割合を３％から４％に改定をいたします。ただし令和７年４月１日から令和８年の３月３１日までは、地域手当の支給割合を３％とする経過措置を設けることとしております。

次の（３）通勤手当の改定につきましては、通勤手当の支給月額の限度額を一月当たり１５万円に見直しを行います。

そして、次の（４）管理職員特別勤務手当の改正につきましては、平日深夜に係る管理職員の特別勤務手当の支給対象時間帯を、現行では午前零時から翌日の午前５時までとしているところを、午後１０時から翌日の午前５時まで拡大するため、関係規定を改めるものでございます。

そして、次の（５）定年前再任用短時間勤務職員の支給対象となる手当の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対して、新たに住居手当を支給するため、関係規定を改めるものでございます。

最後に５の施行期日でございますが、令和６年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定につきましては公布の日から、令和７年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定、その他の改定につきましては、令和７年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いをいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。９番、鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

今、各種手当のところで、扶養手当に関しては２年の経過措置を設けると、同様に地域手当に対しても当分の間、経過措置を設けるというふうに説明がなされましたが、この経過措置が設けられた理由について説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、扶養手当の改定でございますが、これにつきましては、配偶者に係る手当を廃止するというので、職員に対して若干不利益な処遇となります。そういったこともございますので、段階的に負担を——手当の額を減額するという経過措置を設けるものでございます。

逆に、子どもさんに対する手当については、１万円から１万３,０００円と増額となりますが、これについても２年間の経過措置の間で徐々に増加することとして、仮に子どもさんと配偶者両方ある方については、最終的にはあまり負担——手当の額が変わらないというような状況をつくることとなっております。

それから地域手当の改定についてでございますが、今回、宇美町では３％から４％と増額の改定となっておりますが、逆に手当の率が下がる地域もございます。手当の率が下がる地域については、当然職員の収入が減るということもございますので、経済的な負担の激減を緩和するための経過措置が設けられています。宇美町におきましては、３から４と増加となっておりますので、これについては職員の負担がというのはありませんが、逆に、町の財政上の負担のことを配慮して、国の基準によりまして段階的に増額するというので、当町の場合は、来年度いっぱいには３％セーブする、平成８年度から規定どおりの４％と改正することとしております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 宇美町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時20分休憩

.....

10時22分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第5. 議案第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、議案第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第2号について御説明いたします。予算書の3ページをお願いします。

議案第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ825万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億962万6,000円とするものです。本補正予算につきましては、決算見込みに伴う保険給付費の増額と人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴い、会計年度任用職員の人件費を増額するものです。

それでは、歳出から説明いたします。12ページ、13ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当の補正で 1 3 万 7,000 円を増額しています。

次の 2 款 1 項 3 目療養費は、年度末を見通して 7 0 0 万円を増額するものです。

次の 6 款 1 項 1 目保健事業費は、会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当の補正で 1 1 2 万 2,000 円を増額しています。

次に、歳入の説明をいたします。1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、歳出の療養費の財源となるもので、歳出の補正に伴い 7 0 0 万円を増額しています。

次の 5 款 2 項 1 目国民健康保険財政調整積立基金繰入金 1 2 5 万 9,000 円の増額は、本補正予算による不足額を補正するものです。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号 令和 6 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決し

ます。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第3号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

それでは、失礼いたします。議案第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額7億4,700万6,000円を330万円増額補正いたしまして、7億5,030万6,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を330万円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の1節給料、2節手当、4節報酬、5節法定福利費まで合わせまして192万5,000円の増額は、人事院勧告に基づきまして、浄水場職員及び会計年度任用職員の人件費に伴う増額補正を行うものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、4節報酬、5節法定福利費まで合わせまして137万5,000円の増額は、同じく人事院勧告に基づきまして、職員及び会計年度任用職員の人件費に伴う増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は2,079万円余の純利益を見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出の質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第4号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼します。それでは、議案第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額8億8,062万1,000円を93万9,000円増額補正いたしまして、8億8,156万円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を93万9,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして93万9,000円の増額は、人事院勧告に

基づきまして、職員の人件費に伴う増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は1億669万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出の質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出の質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第5号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。それでは、議案第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ4億8,658万5,000円を追加いたしまして、予算総額を162億6,172万8,000円とするものでございます。第2条で継続費の補正、第3条で繰越明許費の補正、第4条で債務負担行為の補正を提案しております。

今回の補正につきましては、人事院勧告に準じて行う職員の給与等の改定に伴います職員及び会計年度任用職員の人件費等の補正をはじめ、低所得世帯支援給付金支給事業費、それから（過年）公共土木施設等補助災害復旧費などについて増額を行うものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、データそのすぐ下、1月の臨時議会議案資料綴一般会計補正予算（第8号）事業一覧表のほうを御参照いただければと思います。

それでは、予算書は20ページ、21ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、001議員報酬等は、議員期末手当を21万4,000円増額、002事務局職員人件費は給料、職員手当等で35万8,000円を増額、003議会運営経費は会計年度任用職員の報酬、職員手当等で11万7,000円を増額いたしております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、001総務関係職員人件費は、職員の人件費のみの補正で957万7,000円増額、次の22、23ページ、002人事秘書関係経費は、会計年度任用職員の人件費で54万3,000円の増額を行っております。4目会計管理費17万6,000円の増額と5目財産管理費21万6,000円の増額も、会計年度任用職員の人件費です。6目企画費、005ふるさと宇美町応援寄附事業費では、会計年度任用職員の人件費のほか、本年度の寄附額を3億5,000万円としたときに、不足が見込まれます関連システム利用手数料を426万3,000円、運営代行手数料を9,283万2,000円増額いたしております。8目自治振興費55万4,000円の増額と、次の24、25ページ、9目生涯学習推進費55万円の増額は、会計年度任用職員の人件費。14目基金費、007ふるさと応援基金費279万2,000円は、本補正予算における歳入のふるさと宇美町応援寄附金の増額補正から、先ほどの経費を差し引いた残額を基金に積み立てるものでございます。

2項徴税费1目税務総務費58万3,000円の増額は職員人件費、2目賦課徴収費25万8,000円の増額は、次の26、27ページまで続いているんですが、会計年度任用職員の人件費です。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、001戸籍住基関係職員人件費201万

3,000円の増額は職員の人件費、004個人番号カード交付事務費187万9,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費でございます。

28、29ページ、4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費、001県知事選挙管理執行経費では、選挙の執行日が当初の想定より1週間早まったことにより、不足が見込まれます通信運搬費（郵便料）65万8,000円、選挙ポスター掲示板設置等業務委託料59万4,000円、選挙事務運営業務委託料631万4,000円の増額などを行っております。

30、31ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、001社会福祉関係職員人件費は、職員の人件費のみで80万2,000円の増額、002社会福祉事業費15万9,000円と006国民年金事務経費12万円は、会計年度任用職員の人件費です。015低所得世帯支援給付金支給事業費1億5,624万3,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得・不足額給付）を活用し、物価高騰に直面する低所得世帯の支援を目的として1世帯当たり3万円と、その世帯の18歳以下の児童1人当たり2万円を給付するため、通信運搬費（郵便料）を180万円、給付金支給関係事務業務委託料を300万円、低所得世帯支援給付金を1億4,800万円など計上いたしております。4目障害者福祉費27万9,000円の増額と、次の32、33ページ、7目介護保険事業費60万6,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費です。

2項児童福祉費は、全て会計年度任用職員の人件費で、次の34、35ページまでは続きますが、全体で1,295万3,000円の増額となっております。

4款衛生費1項保健衛生費も、全て会計年度任用職員の人件費でございまして、全体で156万1,000円の増額でございます。

36、37ページ、2項清掃費1目清掃総務費45万1,000円の増額は、職員の人件費です。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費104万1,000円の増額も職員の人件費、5目農地費、001農業基盤保全事業費では、明神坂一丁目地内において管理者が確認できない不明管が発見され、その埋設管のルート等の状況を把握する必要があることから、埋設管カメラ調査業務委託料330万円を計上いたしております。この経費につきましては、志免町が2分の1を負担することとなっています。

2項林業費1目林業総務費26万1,000円の増額は職員の人件費。

38、39ページ、2目林業振興費10万5,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費となっています。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費104万5,000円の増額と、5項都市計画費1目都市計画総務費60万1,000円の増額及び5目公園費68万4,000円の増

額、次の４０、４１ページ、６項住宅費３７万５,０００円の増額は、全て職員の人件費でございます。

９款消防費１項消防費４目防災対策費２８万円の増額は、会計年度任用職員の人件費です。

４２、４３ページ、１０款教育費１項教育総務費２目事務局費、００１事務局職員人件費２５０万７,０００円の増額は職員の人件費、００２事務局運営経費４５万８,０００円の増額は、会計年度任用職員の人件費となっています。この後、３目教育支援事業費８７８万９,０００円の増額、次の４４、４５ページ、６項社会教育費全体で７４２万６,０００円の増額、４６、４７ページ、７項保健体育費３４０万４,０００円の増額は、全て会計年度任用職員の人件費となっています。

１１款災害復旧費２項公共土木施設等災害復旧費２目公共土木施設等補助災害復旧費、（過年）公共土木施設等補助災害復旧費では、現在施工中の町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の進捗率が上がっていることなどから、本年度分支払額が不足する見込みとなったため、工事請負費を１億５,７３５万円増額いたしております。

歳出については、以上となります。

戻りまして１６、１７ページ、お願いします。

歳入の説明ですが、１２款分担金及び負担金２項負担金５目農林水産業費負担金１６５万円は、埋設管カメラ調査に対する志免町の負担金です。

１４款国庫支出金２項国庫補助金２目総務費国庫補助金の個人番号カード関連事務費補助金１８７万８,０００円は、会計年度任用職員の人件費の補正増に伴い交付されるものでございます。次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得・不足額給付）は１億５,６２４万１,０００円を計上いたしております。

１５款県支出金３項委託金１目総務費委託金では、県知事選挙費委託金を８７４万７,０００円増額いたしております。

１７款寄附金１項寄附金３目ふるさと宇美町応援寄附金は、子育て・教育環境整備事業７,０００万円、次の１８、１９ページ、地域活性化・まちの魅力をうみだす事業１,４００万円など、合計で１億円増額いたしております。

１８款繰入金２項基金繰入金１目財政調整基金繰入金２億１,８０６万９,０００円は、本補正予算の収支不足額の財源とするものでございます。

次に、さらにちょっと戻っていただきまして８ページをお願いいたします。

第２表継続費の補正でございしますが、これは変更１件の提案で、事業名町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業、総額３億９,０００万円を４億８,１００万円に、年割額の令和６年度１億３,１２０万円、令和７年度２億５,８８０万円を、令和６年度２億８,８５５万円、令和７年度

1億9,245万円に変更するものでございます。

右側、9ページをお願いします。

第3表繰越明許費補正は、追加1件の提案を行うもので、事業名低所得世帯支援給付金支給事業費で、金額を1億5,433万円とするものです。

次の10ページをお願いします。

第4表債務負担行為補正は、廃止1件の提案を行うもので、事項が県知事選挙管理執行経費、期間が令和6年度から令和7年度まで、限度額948万8,000円と定めていたものを廃止するものでございます。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりますが、48、49ページから50、51ページに今回の補正に係ります給与費明細書、それから次の52、53ページに、先ほど説明いたしました継続費に関する調書を、次の54、55ページに、廃止されます債務負担行為の内容を掲載いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方は、どうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ページ数は、全ページにまたがっておりますので、そういうことを理解してください。

今回の補正予算では、会計年度任用職員の賃金上昇が目立っています。大変ありがたいことだと思いますし、今後このことが優秀な会計年度任用職員の採用にもつながってくると期待をしております。

懸念といたしましては103万円の壁、ともかく現在配偶者の扶養の範囲、これ社会保険の扶養の範囲で働いておられる方への対応なんです。いわゆる130万円の壁についてお尋ねしたいと思いますが、現在、月10日の範囲内で働いている方が多いと思います。若干オーバーした際には、最後で調整するという形をとられていると思います。

今回の賃上げで、現行のままの採用形態ですね、これでいくと月に何日働けるんですか、まず、

そこを回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

大変申し訳ございません。昇給後の金額で月何日までという詳細なところは、今手持ちに持っておりませんが、確か8日とか7日とか、そのぐらいのレベルになるものと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

少なくなる、2日ぐらい。役場自体人手不足で、会計年度任用職員の採用をなくしては回りません。

ただ、世の中全体人手不足で、数多く、例えば10日で働いていたのを8日にして、それをいっぱい雇うみたい。8日にして数多く雇う。これもかなり難しくなります。管理も難しくなると思います。

私、会計年度任用職員もやはり健康保険、年金、共済組合に加入していただくとか、方法いろいろあると思いますけども、いわゆる社会保険の加入を進めるべきであると考えています。それが本来の正しい採用の在り方であり、これまでのやり方というのが少々いびつであったのかもしれません。

お尋ねしますが、今後、会計年度任用職員、保険の対象と考えながら、あるいは日数を増やして社会保険の加入の対象としながらやっていこうと考えているのか、そういった採用方針、今後の採用方針、これをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

議員のおっしゃるとおり、給料の上昇に伴いまして働ける日数が制限されると、非常によいのか、悪いのか、微妙な状況となっております。

近年の人事院勧告よりも給与の引上げ、これに伴いまして今言われましたように、扶養の範囲内で働きたい方の勤務日数が制限される。これに伴いまして、人材の確保は難しい、それから任用担当者の事務負担が非常に増えているという状況でございます。

これらの問題に対処するために、令和7年度以降につきましては、会計年度任用職員の月給の事務補助という区分を新たに設けまして、日数を多く働けるような環境もつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予算書の47ページ、町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業についてお尋ねします。

補正予算の主な要因は書いてあるとおり、工程進捗状況の分と、それとアンカーの長さの変更、これ部材の変更です。それと労務費単価の上昇に伴う補正予算ということになっていますが、この工程の進捗状況ですよ、これ工程が進捗しているということは、工期の短縮につながるものなのかどうか、その辺、お聞きしたいです。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

1月の月間工程でいきますと、当初は月間工程では34%の進捗率を予定しておったところですが、約10%ほど伸びておりまして43%ほどでいきますと、現場の施工状況のアンカーでいきますと、アンカーは4段目までを年度内に終わるだろうというところを想定しておったんですけども、アンカーは最下段の1段目まで行くのではないかとということで、やはりそこにアンカーというところの大きな事業で、金額が増えているというところがございます。

全体工程につきましては、少し前倒しになってはいるものの、まだ梅雨時期等もございます。今後何が出てくるか分からないというところで、当面、今現在持っております令和8年3月までの工期はそのままにしておき、その進捗状況を見ながら今後判断していきたいというふうを考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。ただ今後、言われました雨です、梅雨時期になったときに、今現状の進捗の状況で耐えられる状況なのかどうか、それともまたひよっとすれば崩壊するおそれがあるのか、その辺どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

梅雨前までには、上段のアンカー、600のり枠アンカーが全部打ち終わりますので、土塊は

もうアンカーで止めるということができております。その後300ののり枠に入りますので、そういう意味では、もうほぼほぼ止まっていると、私どもは考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

予算書のページ数でいきますと、31ページになります。低所得世帯支援給付金の支給事業費というところについて質問をいたします。

物価高騰に対応するために、こういった低所得世帯に対して給付するというのは、類似の事業はもう過去にも何度も行われておりますんで、今に始まった話でないのですが、私も当初は低所得世帯に対して給付をする事業、大変いいんじゃないかなと思っていたんですが、ちょっとだんだんと、これは本当に効果が上がっているのかなというところを、ちょっと疑問に思うところがありまして、今回も国が財源出すから町は直接負担がないとは言え4万4,000世帯が見込まれ——給付世帯として見込まれている。確か宇美町の現在の世帯数が約1万6,800ではなかったかなというふうに記憶しておりますが、では残りの1万2,000世帯の人々の生活はどうなるのかと、今、大変物価高騰ということは、もう皆さんよく御存じですから、全町民が非常に苦しい生活をしていると、この4万4,000世帯の人たちに対して子ども——4,400世帯、失礼しました4,400世帯。だから、残りの世帯の人たちの生活はどうなるのかというところが、ちょっと疑問に感じているというところなんです。それで子ども1人当たり2万円支給するということですが、この2万円という額についても、ちょっと少ないんじゃないかなと、もし本当に物価高騰を真剣にやろうと思ったら、もっと抜本的な対策が必要になってくるんじゃないかなと思っております。

具体的に言いますと、消費税、現在の10%からある程度引き下げるとか、社会保険料、あるいは国民保険、国民年金、こういった負担を引き下げていく必要があるのではないかなと、私自身はそう考えておりますが、この子ども1人に対して2万円という、これどういった根拠で算出されたのか、国からはどういった根拠でこの1人2万円というのが算出されたのか、そういった説明はあったんでしょうか。質問します。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。低所得者の給付金の関係でございます。議員の御質問にありますように、2万円の根拠、子ども1人当たりの根拠の部分ですが、国のほうからは、具体的な根拠は示されておられません。2万円という形で、町のほうに下りてきているということでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと3ページです。竹ヶ下～桜ヶ丘線の災害復旧事業について確認をしたいと思いますが、財源が全て一般財源となっております。今後いつか補正予算をするんですか。補助金とあと起債の分と、いつ幾らするのかということをお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今回、増額補正と金額の入替えを行っておるわけなんですけども、令和6年度分の支払補助金の額というのは、もう既に県のほうが確定しているということをおっしゃっておりますので、県との、今回変更も行っておるんですけども、こういったものは県との変更協議を進めておりまして、令和7年度の再調査の段階で計上してくれということで、令和7年度に補助金を年度末に頂くということになっております。

なるだけ当課としては、補助の対象に上げるべく県と協議を進めておりまして、今のところ、66.7%が令和7年度に入ってくる予定というところで、今調整を進めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

同じく事業一覧の2ページになります。ふるさと宇美町応援寄附事業についてお尋ねいたします。

3億5,000万円まで対応する補正予算であります。6年度の目標そこに定めたという理解をしております。ぜひ3億5,000万と言わず、前年度の寄附額を上回ってほしいと願っておりますけれども、しかしながら、今のままでは前年度の寄附額を上回ることは、非常に難しいんじゃないかなとも思っています。

ふるさと宇美町応援寄附金は、11月から12月までが書き入れどきとなっておりますけれども、そこにつなげていくためには、2月や3月などの閑散期にどう取り組むかということが非常に大事になってきます。

まず最初に、この閑散期の1月だけで寄附金が幾らあったのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません、ちょっと手元に確実な数字がございません。後ほど回答させていただきます。すみません。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

先日、全協で１７日締めめの金額は示されていましたが、その後幾ら入ったのかなと気になりましたので、お尋ねしました。

私、この目標達成３億５，０００万に向けて、具体的に何にどう取り組んでこの目標を達成しようと考えているのか、ここは聞きたいんです。ぜひすばらしいビジョンをお持ちだと思いますので、回答していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません。全員協議会でも御説明をさせていただきましたけど、それを繰り返しになるところもあるかと思いますが、まず１点目につきましては、町内特産品というのを改めて見直しをいたしまして、具体的には、町内で製造されている醤油を味つけにしたハンバーグとか、そういったものの分を追加を今頑張っております。

それと、２点目につきましては、やはり経費等の見直しというので、寄附金額の経費を抑制するというものでございます。

３点目につきましては、ポータルサイトの追加。これにつきましては、これも全員協議会のお話もしましたが、実際大手通販サイトのアマゾン、そういった——が手がけるサイト、そこを追加をいたしまして、ここの分については、半年足らずで約２，０００万円の寄附というのを集めたものでございます。

その他につきましては、４点目としまして、これも全員協議会でも御説明いたしましたけど、１２月１日にふるさと創生推進プロジェクトチームというのを発足いたしております。これにつきましては原課と企画財政課の職員５名の体制でございます。

最後に、５点目でございますけれども、これも来年度に向けて１月１７日に公募型プロポーザルによる運行代行業者の選定を、実施をいたしております。

こういったことで、今後の増額に向けて取り組んでおるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

全協のことを改めて言う必要はないです、聞いていますから。

このままいったら行けませんよと言っているんです、３億５，０００万の目標、私はそう理解しているんです。その達成は今までどおり行っちゃいけませんよ、多分行かないでしょう。

今何やるんですか、どこに力を入れるんですか、それ返礼品の見直しとかっていうのも分かるんです。そこはやってありますから。

サイトなんかいっぱい見るんです、あちこちのネットに上がってきた広告なんかもずっと見えます。宇美町の広告上がってこないんです。たまに１件あったかな、あまおうが１件。ほか、もつ鍋とか焼肉とかいろいろ、くるくる皮の串巻きとか、いっぱいあるんです。そういったの全然上がってこないんです。SNSでの情報発信なんかやらないですか。そういったことをやらないと広まりませんよ、全国に。宇美町のいい返礼品があるのに、広まらない。そういったことに力を入れませんか。全協で言ったことだけじゃ多分行かないです、３億５，０００万は。

私は、ぜひ前年度の目標金額を超えてほしいと願っております。もう一回、副町長、何か考えありません。ぜひお答えいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

今、担当課のほうから取組については、概略お話をさせていただきましたけれども、このふるさと納税については、昨年の制度改正以来、非常に厳しい状況が続いておったんですけれども、１２月時期になりまして１億円を超える寄附をいただいたところです。

これは一昨年５億円を超えたときを上回るような寄附額をいただいたということでございました。１月時期についても、昨年と比べても増額の傾向がありまして、引き続きこの取組を進めていきたいというふうな思いを持っているわけでございますが、今の時期、非常に出ているのがイチゴのあまおうについてでございます、従来このあまおうについては、在庫が切れるような状況もございましたけれども、今何とか在庫数も確保ができていますということで、報告を受けているところでございます。

こういった好調なものを含め、また、先ほど担当課が申しあげました町内の特産品についても、いろんな開発、事業者等の御協力をいただきながら、こういったものを、好調に推移していますので、こういった取組を継続しながら、また今、丸山議員のほうからも御提案がありましたようなSNSをはじめ、いろんな発信に努めながら、何とか昨年を超えるようなところに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

予算書のページ数によりますと37ページになります。

農業基盤保全事業の中で、埋設管カメラ調査業務委託ということで、予算書の事業一覧表の説明を見ますと、管理者が確認できない不明管が発見されたということで、その管理者が確認できない不明管が、この町内に存在するということで、まず少なからず驚きを感じたんですが、これはほかにも、つまり町が把握していない不明管がほかにも存在する可能性があると言えるのでしょうか、どうなん——ほかにはもう存在しないと切り切れるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

今回たまたま水の詰まりとかということで、不明管が発見されたわけですけども、今回、確かに過去に全協で御説明したとおり、農水の可能性があるというところで、今回調査を入れるわけですけども。現段階では全くないとは言い切れませんが、現段階ではこれが、私どもが見つけた不明管。その後というのは全くないとは本当に言い切れないところではあるんですけども、ないというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります、質疑のある方は、どうぞ。

ここで、丸山議員からの質疑に対する回答保留分について、瓦田シティプロモーション課長より発言の申出がっておりますので、これを許します。瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません、お待たせして申し訳ございませんでした。

先ほど、1月時点で、まだ終わっておりませんが、約1,000万を超えております。

現時点では、3億176万円が総額、今のところ総額でございます。

以上でございます。お待たせして申し訳ございませんでした。

○議長（古賀ひろ子）

では、総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（古賀ひろ子）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第1回宇美町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時08分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月31日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 入 江 政 行

署名議員 安 川 繁 典